

第3回世羅町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年3月25日(火) 13時30分から

2. 開催場所 世羅町役場 南館3階 会議室2

3. 出席委員 14人

会長 1番 内海 武博

会長職務代理者 2番 作田 博 3番 折元 文則

4番 日南田貴美 5番 宮丸 和也 6番 安井 弘之

7番 鈴木 義昭 8番 石井 裕士 9番 島津 健治

10番 上野 悟 11番 桜井 陽子 12番 得納 逸二

13番 立石 浩一 14番 兼国 幸秀

農地利用最適化推進委員

4. 欠席委員 なし

5. 議事録署名委員の指名 4番 日南田貴美 5番 宮丸 和也

6. 議事日程

第1 付議事項

議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について(4件15筆)

議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請について(2件2筆)

議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定による農用地利用集積計画について(一括方式)

議案第17号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画について

議案第18号 世羅農業振興地域整備計画変更に対する意見聴取について

第2 報告事項

(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について

(2) 農地法第3条の3の規定による届出書について

(3) 非農地証明申請について(1件1筆)

(4) 農地台帳への登録について

(5) 農地法第4条の規定による意見聴取について(回答)

(6) 農業相談について

第3 連絡事項

(1) 今後の日程

7. 出席農業委員会事務局職員 事務局長 垣内賢司・係長 城西隆志・主査 鶴田知子

8. 委員・事務局職員以外の出席者 産業振興課産業振興係 年宗 誠

9. 傍聴者 なし

10. 会議内容(議長1番 内海 武博) (開会 13時30分)

事務局 はい、定刻となりましたので、総会を開会いたします。注意事項といたしまして、総会中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードにしてください。また、総会中、席を立たれるときは、議長の了解を得て退席をしてください。では会長、挨拶をお願いします。

会長 (会長挨拶：省略)

議長 それでは第3回の農業委員会総会を開会いたします。現在の在任委員は14人、本日の出席委員は14人です。世羅町農業委員会会議規則第6条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立いたします。本日の総会の議事録署名者は、4番日南田貴美委員さん・5番宮丸 和也委員さんをお願いいたします。

(報告事項)

議長 付議事項に入る前に、他の権利設定等の関係から、報告事項(1)「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の報告を求めます。

事務局 報告事項(1)「農地法第18条第6項の規定による通知について」22件

(付議事項)

議長 次に、付議事項に入りますが、推進委員は1名のみ入室していただき、事務局からの説明及び推進委員からの報告を受け、案件ごとに質疑応答まで行いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。質問やご意見がある委員は、マイクのスイッチを入れて、委員番号・名前を述べて、議長より指名を受けておこなってください。また、報告が終わられた推進委員は、お帰りいただく事としますので、よろしくお願いいたします。

(議案第14号)

議長 それでは、議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」4件15筆を議題といたします。

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは議案集1ページをご覧ください。まず2件目から説明させていただきます。(以下議案集により朗読説明)

(議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容)

譲受人	譲渡人	理由(渡・受人)	現地調査委員	地積
■■■■	■■■■	(渡) 高齢で耕作困難となり、遠方に居住しており、耕作が困難なため (受) 隣地の住居に居住し、新規就農をおこなうため	勝見 黒木啓 藤高	322㎡
■■■■	■■■■	(渡) 高齢で耕作困難となり、農業後継者もないため (受) 利用権設定して耕作中の農地も含め、所有権を得て経営規模を拡大するため(譲受人が耕作者のため利用権合意解約不要)	原田 黒木清 槇奥	5,889㎡

■	■	(渡) 遠方に居住しており、耕作が困難なため (受) 利用権設定して耕作中の農地も含め、所有権を得て経営規模を拡大するため (譲受人が耕作者のため利用権合意解約不要)	小池要 小池栄 松田	8,687 m ²
■	■	(渡) 相続により農地を取得したが、高齢で耕作困難なため (受) 譲渡人からの依頼もあり、役員で勤務している会社の既存経営地と隣接であり耕作に便利のため	竹村 田中 若山	7,355 m ²

事務局 (議案集により 2 件目について朗読説明。)

議長 はい、2 件目について原田委員さんより報告をお願いします。

原田委員 はい、去る令和 7 年 3 月 17 日に、私と黒木委員、槇奥委員の 3 名で、本総会議案 14 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に係る現地確認をいたしましたので報告いたします。当事者の氏名は譲受人、世羅町■■■■番地、■■■■、譲渡人、世羅町■■■■の■■■■となっております。譲渡人は高齢で体調も悪く、これまで数年にわたり、数人の人との農地利用契約により、農地を所有しておられましたが、担い手もないことから、今回ほとんどの農地を整理するという事での、許可申請に至ったという事を聞いております。対象農地の中 1 筆には、農業委員会が実施する、農地パトロールに於いて、木も生え、復元困難レベルの農地もありましたが、今回の現地確認では、譲受人も気力、体力が充実しており、木も伐採されまして、草も刈られておりました。農地としての回復の兆しもうかがえるため、今後譲受人により、農地の有効活用が図られることを期待したいという思いで 3 名の気持ちが一致しております。以上、ご報告を申し上げます。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。 (推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。 (推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により 3 件目について朗読説明。)

議長 はい、3 件目小池要治委員さんより報告をお願いします。

小池要委員 はい、報告させていただきます。小池です。3月15日の9時半から、小池栄治さんと松田さん、私と3人で現地を確認に行っていました。その結果、写真の通りと言いますかね、畑は要するに、収穫が終わっても畑の状態、まだ耕してはなかったが畑の状態、田圃も稲株が残っている状態で、おそらくこれから■■■さんがやられるのかなぁと思ったんですけど、そう言った状態で、これから耕作されるのかなと言う状態で、畑が1枚、田圃が3枚ともそう言った感じでした。以上で報告を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により1件目について朗読説明。)

議長 はい、1件目について勝見委員より報告をお願いします。

勝見委員 はい、先日22日の土曜日朝9時から3名の現地確認委員で現地を確認いたしました。当該農地については、草刈等管理が適切に行われており、農地として使用できることで、特に問題ございません。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により4件目について朗読説明。)

議長 はい、4件目について竹村委員さんより報告をお願いします。

竹村委員 先週の3月17日に、田中委員さん、若山委員さんと3名で5枚の田圃を確認に行きました。内3枚は、昨年までも耕作中で、内2枚は非耕作ですが管理はされておりました。別に問題は無いと思います。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第 15 号)

議長 続きまして、議案第 15 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」2 件 2 筆を議題といたします。

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集 29 ページをご覧ください。議案第 15 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」です。(以下議案集により朗読説明)

(議案第 15 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」の内容)

申請人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	現況・種別等
■■■■ ■■■■ ■■■■	田 1 筆 268 ㎡	農業用施設用地 (農業用倉庫・ 米収納庫 (2)) (追認) (始末書提出)	柳島 村田	現況：宅地 第 1 種農地 農用地区域 用途区分変更済
■■■■ ■■■■ ■■■■	田 1 筆 1,390 ㎡	農業用施設用地 (飼料置場) (始末書提出)	柳島 村田	現況：田 第 1 種農地 農用地区域 用途区分変更 (R6.5.20)

事務局 (調査委員が同じであるため、議案集により 1 件目・2 件目について朗読説明。) こちら 1 件目・2 件目とも農振農用地区域となっておりますので、広島県農業会議への意見聴取案件となっております。

議長 はい、1 件目及び 2 件目について柳島委員より報告をお願いします。

柳島委員 失礼します。申請の農地につきまして、先般 3 月 17 日午後 1 時より、私と村田委員で現地調査を致しました。まず 1 件目でございますが、農業用倉庫と言う事で、すでに倉庫が建っております。ただ、倉庫は平屋で高さもあまりないので、周辺の農地に与える日照とか通風については、全く問題はないと思います。排水につきましても既存の水路へ排水されておりますので、問題はございません。続きまして 2 件目でございますが、こちらも現在の状況が、造成中と言う事でございます。擁壁についてはブロック積みと言う事で、土砂の流出等はないものと考えます。また、目的が飼料置場と言う事で、周辺の農地に与える日照とか通風の問題はないと思います。排水につきましても、申請地の西側と東側に既存の水路があり、そちらへの放流と言う事ですので、問題はございません。以上で報告を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。また、1件目・2件目とも、広島県農業会議へ意見聴取いたします。ありがとうございました。

(議案第16号)

議長 続きまして、議案第16号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定による農用地利用集積計画について(一括方式)」を議題といたします。

この議案は、世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。それでは産業振興課より説明を求めます。

産業振興課 それでは失礼いたします。産業振興課の年宗です。それでは、別冊議案第16号「農用地利用集積計画(一括方式)の作成について」農地中間管理機構を通じた契約の集約になります。2ページをお開きください。(以下、1期間・2新規再設定・3貸借手数・4地目別について農用地利用集積計画(一括方式)の集計を概略説明)。

甲山地区 28 筆	38,416㎡	世羅地区 18 筆	19,911㎡
世羅西地区 117 筆	175,471㎡	合 計 163 筆	233,798㎡

議長 はい、産業振興課からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、原案が適当であると答申するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第17号)

議長 続きまして議案第17号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画について」を議題といたします。

この議案は、世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。それでは産業振興課より説明を求めます。

産業振興課 それでは、別冊議案第17号「農用地利用集積等促進計画の作成について」説明いたします。本件は中間管理機構の遊休農地解消緊急対策事業にて、中間管理機構へ貸し付けておられる農地について、事業が完了した事による、貸し

付け者の転貸となるため、農業委員会の意見聴取を行うものでございます。
2 ページをお開きください。(以下、1 期間・2 新規再設定・3 貸借手数・4 地
目別について農用地利用集積等促進計画の作成の集計を概略説明)。

世羅地区 1 筆 9,875㎡ 合計 1 筆 9,875㎡

- 議長 はい、産業振興課からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。
- 議長 ありませんか。
- 議長 はい、原案が適当であると答申するものとして取り扱いますが、よろしいで
しょうか。
- 議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)
- 議長 はい、全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして
取り扱います。ありがとうございました。

(議案第 18 号)

- 議長 続きまして議案第 18 号「世羅農業振興地域整備計画変更に対する意見聴取
について」を議題といたします。

この議案は、世羅町長より依頼されており、農業委員会の意見を求められて
おります。この件について産業振興課より説明をお願いします。

- 産業振興課 それでは、別冊議案第 18 号「世羅農業振興地域整備計画変更に対する意見
聴取について」説明させていただきます。お手元の資料の「世羅農業振興地域
整備計画変更理由書」が、概要となっております。農用地区域から除外するも
のは 9 件 11 筆で、除外理由の内訳は、太陽光パネルが 2 件、非農地証明 6
件、宅地にされる方で 1 件でございます。次のページをお開きください。確認
いただければと思います。(以下議案集により朗読説明)

(農用地区域から除外するものの内訳)

当該農地	面積	理由
大字別迫字打田ノ掛 10773-29	357 ㎡	非農地
大字伊尾字山根 1361-9	176 ㎡	非農地
大字川尻字下り松 2305-1	178 ㎡	非農地
大字宇津戸字木ノ下 3353-1	1,189 ㎡	太陽光パネル発電設備設置
大字宇津戸字木ノ下 3355	168 ㎡	太陽光パネル発電設備設置
大字三郎丸字矢野迫谷 66-3	21 ㎡	非農地
大字西神崎字栗元 369-1	397 ㎡	宅地
大字重永字椽木 1931-1	579 ㎡	非農地
大字黒川字浜田 381-3、383-3、394-2	152.21 ㎡	非農地

議長 はい、産業振興課からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。
議長
議長 はい、原案が適当であると回答するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)
議長 はい、全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に回答するものとして取り扱います。ありがとうございました。

議長 本日の議案は全てご審議いただきましたので、ここで報告事項に移らせていただきます。併せて議長も交代いたします。作田副会長よろしくをお願いします。

(議長交代 2 番 作田 博)

(14 時 01 分)

(報告事項)

議長 それでは、報告事項(1)については冒頭に報告がありましたので、報告事項(2)「農地法第3条の3の規定による届出書について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項(2)「農地法第3条の3の規定による届出書について」7件

議長 それでは、報告事項(3)「非農地証明申請について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項(3)「非農地証明申請について」1件1筆

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項(4)「農地台帳への登録について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項(4)「農地台帳への登録について」1件1筆

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 次に報告事項(5)「農地法第4条の規定による意見聴取について(回答)」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項(5)「農地法第4条の規定による意見聴取について(回答)」1件

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項(6)「農業相談について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項(6)「農業相談について」なし

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。

(連絡事項)

議長 はい、それでは、連絡事項(1)「今後の日程」について事務局から連絡をお願いします。

事務局 連絡事項(1)「今後の日程」連絡

議長 はい、それではこれをもちまして第3回世羅町農業委員会総会を終了いたします。

(閉会 14 時 15 分)